

防府市観光振興推進協議会設置要綱

平成23年7月8日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市観光振興基本計画の推進にあたり、防府市観光振興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第2次防府市観光振興基本計画の事業の進捗状況を把握し、評価を行うとともに、その評価を反映させ、改善することに関する必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光関係団体の代表
- (3) 市民の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 観光関連・民間関連事業者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。
- 3 第3条第1項5項及び6項に掲げる委員は、やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ代理出席届（別紙様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体の構成員に限る。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、地域交流部おもてなし観光課に置く。

- 2 事務局長は、おもてなし観光課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

年 月 日

防府市観光振興推進協議会
会長 様

団体名 _____
住 所 _____
代表者 _____

代理出席届

防観第〇〇号によりご案内いただきました防府市観光振興推進協議会について、
下記の者を〇〇〇〇の代理出席者として届け出ます。

記

代理出席者

団体名 _____
氏 名 _____